

賃貸住宅の原状回復トラブルに ご注意ください!!

原状回復とは、借りている家やマンションにできた傷や汚れを元の状態に戻すことです。ただし、借主がわざとや不注意でつけた傷や汚れ、通常の使い方を超えて使ったことでできた傷や汚れは、借主が自分で直す必要があります。逆に、通常の生活で自然にできた傷や、時間が経つことでできる劣化については、借主が直す必要はありません。(一般的な例示は裏面参照)

毎年2月から4月は引越しの繁忙期と言われており、6月から8月は引越しする方が少ない(梅雨や暑さによる)ことから、逆に引越しをするには良い時期とも言われています。

引越しをお考えの方は、トラブルにならないためにも次のことに注意しましょう。

【**契約前**】契約書類の記載内容をよく確認し、わからないことは貸主に説明を求めましょう！

【**入居時**】部屋の内装をよく確認し、傷などがあれば写真や動画を取るなどして、記録しておきましょう！

【**入居中**】トラブルが発生したら、すぐに貸主に相談しましょう！

【**退去時**】清算内容に納得がいけないことがあれば、貸主へ説明を求めましょう！

納得できない場合や、トラブルになった場合は大阪市消費者センターもしくは、大阪市立住まい情報センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話 **06-6614-0999**

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時

※ご相談は、大阪市内にお住まいの方に限ります。

(日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は除く)

※消費者ホットライン局番なし「188」でもつながります

消費生活
相談窓口



各種啓発
講座



サブキャラクター
たより なるよ



大阪市消費者センター
メインキャラクター エルちゃん



(図) ※これらの負担区分は一般的な例示です。

